

幼齢犬猫個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査の検討結果について

平成 30 年 1 月
幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会

1. 検討の背景

犬と猫については、出生後、一定の日齢に達していない幼齢の個体を、その親兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、後々、吠え癖や噛み癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まると考えられている。

この観点から、平成 24 年に公布された動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）において、出生後 56 日を経過しない幼齢の犬猫について、販売のため又は販売の用に供するための引渡し・展示が禁止された（法第 22 条の 5）。

この引渡し等が禁止される期間（出生後 56 日以内）については、改正法附則第 7 条において、「別に法律で定める日」まで 49 日に読み替えることとされるとともに、この「別に法律で定める日」については、犬猫等販売業者の業務の実態、調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い、犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案して検討し、その結果に基づき、速やかに定めるものとされている。

2. 検討の経緯

環境省では、犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査を実施するため、専門家等からなる検討会で決定した調査方法に基づき、犬猫購入者 9226 人に対してアンケートを送付し、回答のあった犬 4033 頭、猫 1194 頭分のデータの解析を行なった。

この解析結果をもとに幼齢個体を親等から引き離す時期と問題行動の関係について評価する「幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会」を設置し、解析方法及び解析結果について 2 回に分けて検討した。

3. 解析結果

・一般化線形モデルによる解析については、全個体では、親等から引き離した時期と問題行動の回帰係数は、犬では日齢 3 群¹間で 0.3 程度、猫では有意差は認められなかった。また、問題行動のスコアが高い個体²では、犬も猫も有意差は認められなかった。

・重回帰分析については、全個体では、親等から引き離した時期と問題行動の決定係数（寄与率）は、犬では日齢 3 群間で 0.009、猫では 0.015～0.017 であった。また、問題行動のスコアが高い個体²では、犬も猫も有意差は認められなかった。

1 日齢 3 群とは、7 週齢未満（46 日～49 日齢）、7 週齢（50 日～56 日齢）、8 週齢以上（57 日～69 日齢）

2 標準偏差が 2 倍以上の個体。イヌでは全体の 5 % 程度、ネコでは全体の 4 % 程度

4. 検討結果

・犬では一般化線形モデルと重回帰分析共に、猫では重回帰分析で、日齢 3 群間では統計学的に有意な差が認められたが回帰係数及び決定係数ともに非常に小さい値だったことから、**親兄弟から引き離す日齢（日齢 3 群の違い）と問題行動の発生の関係性は証明されなかった。**

統計上、ある事柄が偶然起こる確率が有意水準未満（今回は 5% 未満）であること、つまり偶然であるとは考えにくいことをいう。また、一般的に、決定係数が 0.04 以下は、統計学では「ほとんど相関がない」と解釈される。

・問題行動が起こる要因として日齢（日齢 3 群の違い）による影響はほぼ無いに等しく、考えられる要因としては、犬種、遺伝子、母体の状態、出生前や後の飼育環境等が複合的に絡んだ結果であるとの意見が出た。

5. 参考

・補足調査として、ペットショップ及びブリーダーの飼育環境と問題行動の関連性の調査を行ったが、ペットショップ調査では、1 日の休憩時間と問題行動の間に関連性が認められたが相関係数が犬で 0.046、猫で 0.103 と非常に小さい値だった。ブリーダー調査は、サンプル数が少ないため、信頼できる解析ができなかった。